

資料編

資料
編

策定経過

年月日	内 容
令和3年6月18日(金)～ 7月2日(金)	市民アンケート調査 18歳以上の市民1200人を対象に実施
令和3年9月6日(月)	第1回亀山市保健医療推進連携会議(書面開催) ・現行計画の進捗 ・市民アンケート結果報告 ・計画骨子案についての意見聴取
令和3年9月6日(月)	第1回亀山市保健医療推進会議(書面開催) ・現行計画の進捗 ・市民アンケート結果報告 ・計画骨子案についての意見聴取
令和3年11月26日(金)	第2回亀山市保健医療推進連携会議 ・計画中間案についての意見聴取
令和3年11月29日(月)	第2回亀山市保健医療推進会議 ・計画中間案についての意見聴取
令和4年1月7日(金)	第3回亀山市保健医療推進連携会議(書面開催) ・計画素案についての意見聴取
令和4年1月7日(金)	第3回亀山市保健医療推進会議(書面開催) ・計画素案についての意見聴取
令和4年2月16日(水)	現行計画の計画期間延長決定
令和4年8月10日(水)	第1回亀山市保健医療推進連携会議(書面開催) ・計画策定に関する情報共有
令和4年8月10日(水)	第1回亀山市保健医療推進会議(書面開催) ・計画策定に関する情報共有
令和4年10月11日(火)	第2回亀山市保健医療推進連携会議 ・計画素案についての意見聴取
令和4年10月26日(水)	第2回亀山市保健医療推進会議 ・計画素案についての意見聴取
令和5年1月18日(水)	第3回亀山市保健医療推進連携会議(書面開催) ・計画最終素案についての審議
令和5年1月18日(水)	第3回亀山市保健医療推進会議(書面開催) ・計画最終素案についての審議
令和5年2月16日(木)～ 3月17日(金)	パブリックコメントの実施 ・計画(案)に対する意見を募集

関係規程

○亀山市保健医療推進会議内規

平成 28 年 6 月 1 日

(設置)

第 1 条 亀山市保健医療計画(以下「計画」という。)を策定し、これを着実に実施し、並びに健康増進、食育及び地域医療の推進に関する施策を実現していくため、亀山市保健医療推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の実施後の進捗管理に関すること。
- (3) 健康増進、食育及び地域医療の推進に関する業務の連絡調整に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は健康福祉部長を、副会長は医療センター地域医療部長を、委員は、政策部長、総務財政部長、市民文化部長、健康福祉部次長、産業環境部長、消防部長、教育部長、医療センター診療部長及び医療センター看護部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(保健医療推進連携会議)

第 6 条 推進会議は、その補助機関として、保健医療推進連携会議(以下「連携会議」という。)を置く。

2 連携会議は、計画の実現に向けた具体的手法及び実施時期を検討し、プランの実施後は、推進会議の指示に基づいて計画を推進し、その経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

3 連携会議の構成員は、別表に掲げる課等の職員のうちから、市長が任命し、医療センターの職員については委嘱する。

(庶務)

第 7 条 推進会議及び連携会議の庶務は、健康政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進会議及び連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

別表(第 6 条関係)

政策推進課 財務課 まちづくり協働課 市民課 健康政策課 新型コロナウイルスワクチン接種室 地域福祉課

子ども未来課 農林振興課 消防総務課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 医療センター診療部

医療センター看護部 医療センター病院総務課 医療センター地域医療課

附 則

この内規は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この内規は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

この内規は、令和 4 年 6 月 14 日から施行する。